平成十一年法律第百二十六号

等の禁止に関する法律 政治倫理の確立のための仮名による株取引

(仮名による株取引等の禁止)

第一条 同じ。)を行ってはならない。 う。以下同じ。)の取得又は譲渡をいう。以下 いたとすればこれらに表示されるべき権利をい 予約権証券又は新株予約権付社債券が発行され 券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株 用して株取引等(株券等(株券、新株予約権証 ていない場合にあっては、これらが発行されて 国会議員は、本人の名義以外の名義を使

者は、二十万円以下の罰金に処する。 前条の規定に違反して株取引等を行った

な株券等の売付け又は買付けをする場合には、 等の買付け又は売付けをいう。)の決済に必要 社をいう。)から信用の供与を受けて行う株券 十六年法律第五号)第二条第二号の外国証券会 券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四 和二十三年法律第二十五号)第二条第九項の証 株券等の信用取引 適用しない。 第一条の規定は、この法律の施行前に行った この法律は、公布の日から施行する。 (証券会社 (証券取引法 (昭 の改正規定を除く。)、第四条から第七条までの

〇号) 附則 (平成一三年六月二九日法律第八

行する。 この法律は、 商法等改正法の施行の日から施

一二九号) 則 (平成一三年一一月二八日法律第

(施行期日)

この法律は、平成十四年四月一日から施行す

附則第七十条、第八十五条、第八十六条、第九

十五条及び第百九条の規定、附則第百十二条中

十三号)第四条の四第一項第三号の改正規定、 融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八 条の規定、附則第五十九条中協同組合による金

四条(第一項を除く。)、第三十六条から第四十

規定、附則第三条から第二十九条まで、第三十

資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項 分に限る。)、第二条の規定、第三条の規定(投 資法人に関する法律第二条第二項」に改める部 定(「同法第二条第二項」を「投資信託及び投 る部分に限る。)、同法附則第三十三条の改正規 (「第百十一条第一項」を「第百十一条」に改め る。) 並びに同法附則第十九条の表の改正規定 る。) 並びに第二百六十九条に係る部分に限

三条まで、第四十七条、第五十条及び第五十一

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の 則の適用については、なお従前の例による。 おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰 規定により従前の例によることとされる場合に

則 抄 (平成一六年六月九日法律第八八

条の八第三項及び第十二条の十一第七項の改正

措置法 (平成十一年法律第百三十一号) 第十二 の規定、附則第百二十三条中産業活力再生特別 正規定、附則第百二十条から第百二十二条まで (平成八年法律第九十五号) 第百二十六条の改 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律

規定、附則第百二十五条の規定並びに附則第百

二十九条中会社更生法(平成十四年法律第百五

十四号)第二百五条第四項及び第二百十四条の

公布の日から起算して一年を超え

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年 を超えない範囲内において政令で定める日(以 第一条中社債等の振替に関する法律第四十八条 下「施行日」という。)から施行する。ただし、

改正規定は、

部施行日」という。) から施行する。 ない範囲内において政令で定める日

項(第二号から第四号までを除く。)、第三項及 号までを除く。)、第三項及び第四項に係る部分 準用する第百五十八条第二項(第二号から第四 第四項、第二百五十二条第一項(同項において 十九条第二項の項の次に第九十条第一項の項を でを除く。)、第三項及び第四項に係る部分に限 七章を加える改正規定(第百五十八条第二項 加える改正規定、同法第百十五条、第百十八 の表第三十三条の項を削る改正規定、 する第百五十八条第二項(第二号から第四号ま 条、第二百六十八条第一項(同項において準用 び第四項に係る部分に限る。)、第二百六十二 に限る。)、第二百五十三条、第二百六十一条第 (第二号から第四号までを除く。)、第三項及び 定、第百二十八条の改正規定(同条を第二百九 十九条とする部分を除く。)、同法第六章の次に 一項(同項において準用する第百五十八条第二 第百二十一条及び第百二十三条の改正規 同表第八

第百三十五条 この法律 (附則第一条ただし書に とされる場合及びなおその効力を有することと この附則の規定によりなお従前の例によること 条において同じ。)の施行前にした行為並びに 規定する規定については、当該規定。以下この 例による。 為に対する罰則の適用については、なお従前の される場合におけるこの法律の施行後にした行

第百三十六条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令 (その他の経過措置の政令への委任)

則 (平成一六年一二月一〇日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を超えない範囲内において政令で定める日から 定は、公布の日から施行する。 施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規

七号) (平成一七年七月二六日法律第八

この法律は、 会社法の施行の日から施行す

る。

(罰則の適用に関する経過措置)

で定める。 一六五号) 抄